

○県立自然公園許可・届出行為に関する審査指針（普通地域措置命令処理指針整理表（風力発電施設関係抜粋））に基づく県営風力発電事業（仮称）に関する考え方（庄内海浜県立自然公園普通地域）

風力発電施設の新築にかかる審査指針		県の考え方
第5 普通地域 措置命令 処理指針 2	(1)	以下の規定によること。
	ア	<p>主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。</p> <p>「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」に基づき、主要な展望地6地点を抽出し、展望地における眺望特性を踏まえ、展望地ごとの眺望に対する支障程度の確認が行われている。</p> <p>確認結果に基づいた眺望保全のための措置の検討（風力発電施設の配置、色彩など）を行ったうえで、風力発電施設の設置による眺望変化の程度を予測しており、予測結果からは、展望地からの眺望への支障が小さなものとなっていることが確認され、眺望保全措置が妥当であるとされている。</p> <p>以上のことから、眺望保全のための措置によって風力発電施設が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないと認められる（国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン評価報告書 P1～29 参照）。</p>
	イ	<p>山稜線、海岸線を分断する等重要な眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>風力発電施設の色を背景となる空に溶け込むようなライトグレーを基調とした目立たない色とし、酒田市事業との意匠の調和に配慮するほか、風力発電施設の配置を地域景観に乱雑な印象を与えないようクロマツ林、防浪砂堤及び海岸線と平行、等間隔、最高高さが水平に揃うように整然と配置するなど、景観への影響を低減するための環境保全措置を講じる計画となっており、対象事業実施区域内の景観資源であり眺望対象となる庄内砂丘とクロマツ林の景観に著しい支障を及ぼすおそれはないと認められる（環境影響評価書6.1.11景観 P823～923、要約書 P147、国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン評価報告書 P25 参照）。</p>
	(2)	<p>色彩又は形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。</p> <p>風力発電施設の色については、タワー周辺の景観と違和感がない施設とすることを基本とし、背景となる空に溶け込むようなライトグレー（うすい灰白色）を基調とした目立たない色とするともに酒田市事業との意匠の調和にも配慮するとしている。また、形態も庄内海岸に既に設置されている他の風力発電施設と比較して外見上に大きな相違がないと認められることから、周辺の風致又は景観と著しく不調和ではないと認められる（環境影響評価書6.1.11景観 P917、要約書 P147 参照）。</p>
	(3)	<p>当該風力発電施設の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該風力発電施設を撤去した後に跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。</p> <p>風力発電施設の実質的な耐用年数が経過するときに、そのときの社会経済情勢などを踏まえ、事業を継続するか、終了するかを判断していること、事業を終了する場合は、施設を撤去するが、その際は、設置時と同様の作業及び原状復旧を行うとされていることから、撤去に関する計画が定められ、跡地の整理が行われるものと認められる（環境影響評価書2 P11、要約書 P6 参照）。</p>
(4)	<p>当該風力発電施設に係る土地の形状を変更する規模が必要最小限であると認められること。</p> <p>建設機械の配置を工夫する等により仮設ヤードの面積を縮小したほか、送電線を既設の森林管理署管理道に埋設することとしたこと、防浪砂堤の砂草地に恒久的な管理用道路を設置しないこととしたことなど、土地の形状を変更する工事について、環境保全の観点から極力自然環境への影響が小さくなるよう事業内容の見直しを行っており、土地の形状を変更する規模が必要最小限であると認められる（環境影響評価書6.1.5地形 P482～485、要約書 P76～83 参照）。</p>	
(5)	<p>野生動植物の生息又は生育上その他の風景の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。</p> <p>本事業については知事意見や地域住民及び環境保全団体等の意見を踏まえ、環境保全の観点から極力自然環境への影響が小さくなるよう事業内容の見直しが行われている。</p> <p>一例として、重要な種であるコアジサシに関しては、繁殖期（5月～8月）における砂草地での工事を休止し、工事全体を2カ年に渡って行うことや、バードストライク対策として、風車を回避するようブレードに紫外線を反射する塗装を行うなどの環境保全措置が実施されることにより、環境への影響を回避又は低減していると評価されており、野生動植物の生息又は生育上その他の風景の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないと認められる（環境影響評価書6.1.8動物 P511～663、6.1.9植物 P665～752、6.1.10生態 P753～822、要約書 P97～98、P111～112、P129～131 参照）。</p> <p>対象事業実施区域内の主要な眺望景観は、主要な眺望点から景観資源を眺望する景観であるが、その景観資源である庄内砂丘とクロマツ林について、クロマツ林は本事業による伐採が行われず、また、庄内砂丘は防浪砂堤の一部が改変されるものの、改変面積をできるだけ小さくするよう計画されているほか、改変された防浪砂堤の原状復旧・砂草の復元を図るとともに、飛砂防止措置や在来海浜植物の移植などが行われることにより、景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれはないと認められる（環境影響評価書6.1.5地形 P478～485、6.1.9植物 P749～751、6.1.11景観 P852～853 参照）。</p>	